

退職手当返納命令書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長



神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服がある場合は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

様式第 36 号(第 36 条関係) (裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 17 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)